

城東台学区子ども育成協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は城東台学区子ども育成協議会（以下「協議会」）という。

(構成)

第2条 城東台学区の関係団体等の役職員で構成する。

(事務局)

第3条 事務局を岡山市立城東台小学校に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 城東台学区及び近隣地域の子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

(活動)

第5条 この協議会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) 健全育成活動
- 2) その他、協議会の目的を達成するための活動

第3章 役員

(役員)

第6条 この協議会に次の役員を置く。

顧問 1名 会長 1名 副会長 若干名 事務局若干名

(役員を選出)

第7条 役員は次の方法で選出する。

- 1) 顧問は連合町内会長とする。
- 2) 会長は顧問の推薦により、年次会において承認を得て決定する。
- 3) 副会長は会長が指名し、年次会において承認を得て決定する。
- 4) 事務局長は城東台小学校教頭とし、事務局員は事務局長が指名し、年次会において承認を得て決定する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 会長はこの協議会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその仕事を代行する。
- 3) 事務局は会長の指示を受けて、庶務を司る。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) この協議会の役員の任期は1年とするが、再任は妨げない。
- 2) 役員に欠員が生じたときは、第7条により補充することができる。この場合、補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議の種類)

第10条 この協議会の会議は年次会及び執行部会とする。

(会議の構成)

第11条 会議の構成は次のとおりとする。

- 1) 年次会はこの協議会を構成する関係団体の役職員をもって構成する。
- 2) 執行部会は会長、副会長、事務局をもって構成する。
- 3) 会長は必要に応じて関係者を加えることができる。

第5章 会則の改廃

(会則の改廃)

第12条 本会則は、年次会の決議により変更することができる。

附則 この会則は、令和2年4月20日から施行する。

この会則は、令和4年4月25日に改定した。

附則 この協議会を構成する城東台学区の関係団体等は次のとおりとする。

連合町内会、西町内会、東町内会、南町内会、フローラル上道町内会、城東台小学校、城東台小学校PTA、上道中学校、上道中学校PTA、開かれた学校づくり推進委員会、レインボークラブ、体育協会、交通安全母の会、愛育委員会、子ども会、少年消防クラブ、ガールスカウト、主任児童委員、警察協助員